

建築物飲料水水質検査業

○厚生労働省告示第 117 号

清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準

第四 規則第二十七条第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

一 水質基準に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百一号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する環境大臣が定める方法により行うこと。

二 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。

三 水質検査の結果を五年間保存すること。

四 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。

五 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。

六 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一、二、四及び五に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施すること。

七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。